

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休息日である)  
の翌日

## 目 次

◇ 告 示 町の区域の新設等

生活保護法による医療機関の指定

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の工事の完了

土地区画整理法による換地処分

◇ 選管告示 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止

◇ 公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百条第四項後段の規定による鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町  
の名称

卯垣五丁目

同上の区域（昭和五十八年十一月七日現在の地番による。）

卯垣字山川向三五の一、三五の五、三六、三七、三八の一  
の一部、三九の一部、四〇の一の一部、四〇の二、四一の  
一部及びこれらと一体をなす国有地の一部  
卯垣字キトリ四二の一部、四三の一、四三の四の一部、  
四三の五から四三の一〇まで、四四の一、四四の二、四五  
から四八までの一部、四九の一の一部、四九の八、二八七  
の二の一部、二九一の一及びこれらと一体をなす国有地  
卯垣字坂ノ谷ノ下五〇の一から五〇の三まで、五一の一、  
五一の四、五一の九から五一の一二まで、五二の一、五二  
の二、五三から五八まで、五九の一、六〇の一、六〇の二、  
六二の一、六二の三、六三の一及びこれらと一体をなす國  
有地  
卯垣字ハザマ六四の一から六四の四まで、六四の六から六



|         |   |
|---------|---|
| 卯垣字下ハザマ | 卯垣字下ハザマのうち二二八の一、二二九の一、二三〇の一、二三一から二三四まで、二三五の一、二三六の一、二四〇、二四五の一、二四五の三、二四六の一から二四六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 滝山字向田通り | 滝山字向田通りのうち三八二の一、三八二の三、三八二の四、三八三の一、三八三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 滝山字首山下  | 滝山字首山下のうち四〇四の一、四〇四の一〇から四〇四の一二まで、四〇四の一四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |
| 滝山字流田   | 滝山字流田のうち四〇五の一、四〇五の一六、四〇六の一、四〇六の三、四〇六の五から四〇六の一八まで、四〇七の一から四〇七の四まで、四一一、四一二の一、四一四の一、四一四の二、四一五の一から四一五の三まで、四一五の六、四一五の一一から四一五の一五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  |
| 滝山字山川向  | 滝山字山川向のうち四六六の一二、四六六の一五、四六六の一六、四六七の一二、四七〇、四七一の一、四七一の二、四七二、四七二の一、四七三、四七三の一、四七四、四七五及びこれらと一体をなす国有地並びに四六五の三から四六五の六まで、四六五の一、四六六の二、四六六の三と一体をなす国有地以外の区域 |
| 滝山字坂ノ谷  | 滝山字坂ノ谷のうち四七六から四八〇まで、四八〇の二から四八〇の五まで、四八一、四八二の一、四八二の二、四八三の三、四八三の四、四八四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域   |

廃止する字の名

卯垣字東田、卯垣字上土居、卯垣字山川向

鳥取県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 次

| 名 称    | 所 在 地      | 指 定 年 月 日 |
|--------|------------|-----------|
| 矢富歯科医院 | 米子市夜見町二二三九 | 昭和六十年五月九日 |

鳥取県告示第五百九十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十年六月二十五日から  
昭和六十一年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十年六月二十五日 午前十時から  
午後三時まで 倉吉市 倉吉福祉会館

昭和六十年六月二十六日 " " " "

昭和六十年六月二十七日 " " 倉吉市上井公民館

昭和六十年七月一日 " " 倉吉市立成徳小学校

昭和六十年七月二日 " " "

昭和六十年七月三日 午前十時から  
正午まで 神鋼機器工業株式会社

" " 午後一時から  
午後二時まで 日本庄着端子製造株式会社

昭和六十年七月八日 午前十時から  
正午まで 倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東郷町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 田 泰 徳 東伯郡東郷町大字川上八三六

昭和六十年五月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 前 田 正 恭 東伯郡東郷町大字門田三四五

昭和六十年五月三日就任 任期六十三年五月六日まで

鳥取県告示第五百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|                |  |                            |
|----------------|--|----------------------------|
| 事業主体           | 土地改良事業の名称                                    | 工事完了年月日                    |
| 富海土地改良区<br>東伯町 | 団体営ほ場整備事業富海地区ほ場整備<br>団体営ほ場整備事業福永地区（福永工区）ほ場整備 | 昭和四十七年三月三十日<br>昭和五十一年三月二十日 |



鳥取県告示第五百九十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合から鳥取市卯垣滝山土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

江府町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

| 施設の名 称        | 所 在 地             |
|---------------|-------------------|
| 尾ノ上原多目的研修集会施設 | 日野郡江府町大字俣野一七六一番地二 |
| 日ノ詰多目的研修集会施設  | 一八五九番地            |
| 深山口多目的研修集会施設  | 二三七番地九            |
| 池の内集会所        | 四九六番地             |
| 荒田多目的集会施設     | 大字武庫一四二〇番地        |
| 一旦多目的集会施設     | 三六番地二             |
| 半ノ上集会所        | 一一〇七番地一           |
| 宮ノ前集会所        | 九二五番地             |
| 武庫多目的集会施設     | 五五〇番地一            |
| 新道多目的集会施設     | 四〇八番地三            |
| 佐川集会所         | 大字佐川五九八番地二        |
| 洲河崎多目的集会施設    | 大字洲河崎四〇五番地一       |
| 下安井多目的集会施設    | 大字下安井四二二番地一       |
| 貝田集落センター施設    | 大字貝田二四七番地一        |

### 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和六十年五月二十四日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 早 栗 操

| 採捕を禁止する河川  | 禁止する漁法        | 禁止する期間               |
|--|---------------|----------------------|
| 一 千代川水系に係る河川（八頭郡智頭町大字市瀬に中国電力株式会社が設置した新市瀬橋の上流端から上流の区域及び八頭郡八東町大字島に中国電力株式会社が設置したえん堤の上流端から上流の区域に限る。） | 竿釣、投網及び引懸（ソロ） | 昭和六十年六月一日から同月二十日正午まで |
| 二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）  | 投網及び引懸（ソロ）    | 昭和六十年六月一日から同月十日正午まで  |
| 三 天神川水系に係る河川及び日野川水系に係る河川   | 投網            | 昭和六十年六月一日から同月十日正午まで  |

### 公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、昭和60年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施する。

昭和60年5月24日

鳥取県知事 西 尾 豊 次

- 1 試験の日時  
昭和60年10月20日（日）午後1時から午後3時まで
  - 2 試験の場所  
鳥取市湖山町南四丁目101番地 鳥取大学
  - 3 試験の内容  
おおむね次の(1)から(7)までの事項について行う。  
なお、出題法令の内容は、昭和60年4月1日現在施行されている内容とする。
- (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
  - (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
  - (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
  - (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
  - (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所にお問い合わせのこと。

- (6) 宅地及び建物の価格の認定に関すること。
  - (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- 4 試験の方法及び出題数
- (1) 方法 四枝択一式の筆記試験による。
  - (2) 出題数 50問
- 5 受験資格
- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者
  - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
  - (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 6 受験申込み
- (1) 申込期間  
昭和60年9月2日（月）から同月6日（金）まで
  - (2) 申込受付場所  
鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所
  - (3) 受験手数料 5,000円  
（受験申込書の所定欄に5,000円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。）
- 7 合格者の発表  
昭和60年11月25日（月）に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。
- 8 その他